

平成28年1月27日
勉強会配布資料

「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」における
ヒアリング事項に対する発言レジュメ

元矯正研修所長，龍谷大学非常勤講師 十倉利廣

1 少年を含む若年者に対する鑑別及び処遇の現状と課題

(1) 処遇機関において効果的な処遇を行う上での鑑別等アセスメントの意義

○処分の適正選択及び処遇の適合性判断に資する。

・個の特性や問題性と処分や処遇とのマッチングを的確に行い，当該処分や処遇に期待される役割・機能を十全に発揮させること。

・現行少年事件では⇒“審判（処分）前アセスメント”（調査官調査，鑑別面接，心理検査，行動観察等々による本人及び環境に関する“精密なアセスメント”），各処遇機関におけるアセスメント，検証（動向調査，処遇鑑別等）

・課題：実務上の効果検証システムの整備 関係機関の連携

○“効果的な処遇”とは何か。

・実証的研究に基づく“改善更生（再犯防止）に効果的な処遇”⇒全ての処遇が全ての犯罪者の再犯率を下げるのではない。RNR（リスク・ニーズ・レスポンシビティ）原則が重要。例えば，リスクを的確に評価して処遇レベルとマッチングさせないと単に効果が上がらないばかりか，逆効果になる。⇒再犯率を下げるためには，いわゆる“厳罰”でもだめ，やみくもに処遇・教育してもだめ。

○MJCA（法務省式ケースアセスメントツール）の意義

①再犯防止といった共通目標を推進するための必須ツール

②“連携強化”のための“共通言語”

③“効果検証”ツールとして発展することへの期待

○きめ細かなアセスメント～具体的イメージ形成のための事例紹介

事例1：虐待被害を語らない少女～非言語的情報の活用

事例2：発達査定～知能検査を深く読む

事例3：暴力を反復する少年～行動観察と教官面接による問題把握

(2) 年長少年及び若年成人に対する施設内処遇の現状に対する評価と課題

○少年施設と刑事施設の差異～両施設を体験した受刑者へのアンケート調査結果に基づく考察

(1) 未決生活

・刑事裁判の影響

肯定的影響⇒事件の重大性認識 被害者の心の痛みの理解

否定的影響⇒経過とともに事実から目を背けて防衛的構えを強める傾向

・拘置所生活

孤独・無為・退屈の時間

(2) 少年院と刑務所

・処遇構造（対人構造）

少年院：少年と教官間の“縦”の関係が強固

刑務所：受刑者相互の“横”の関係が強固

・処遇構造（時間構造）

少年院：昼夜一貫した教育的構造

刑務所：昼夜の生活構造，処遇体制大きく異なる（「夜は自由」との感想）

・処遇構造（職員組織）

少年院：職員が一体 昼夜も同じ職員

刑務所：夜勤，保安，教育等々役割が専門的機能分化

・教育の厳しさと刑の厳しさ

少年院：“考える”ことの厳しさ（「刑務所以上に厳しい」との感想）

刑務所：長期の収容期間 規律 受刑者間の圧力

○平成12年（2000年）少年法改正時における少年受刑者処遇

・成人処遇の理念と少年処遇の理念の統合～実務の場においては，刑事処分という枠組みの中で，可能な限り少年の特性に配慮した処遇を追求

・特区としての少年工場（様々な教育的便宜） 職業訓練 担任制 日記指導

他方，特区としての限界：刑務所全体の中の一部に過ぎない。（夜間は夜勤職員の管理下，懲罰等保安的事項は保安職員が担当 他との公平性担保の必要性 期間経過後一般受刑者処遇へ移行等々）

⇒理念の統合には限界がある。

2 少年法適用年齢の引下げについて

(1) 少年法の適用年齢を引き下げた場合の「保護処分に相当する措置」の在り方

○施設規模・集団編成規模

施設規模が処遇の質や理念の実現に大きく影響する。

○未熟さへの対応

・“考える”処遇の充実

・対人構造：指導者との1対1の関係を基盤とする処遇～担任面接，日記指導等

・時間（生活）構造：主体性が乏しく，容易に不良感染を生じやすいことへの配慮～夜間処遇体制の整備（居室，行動観察）等

・治療的処遇：治療的退行 公平性の原理からの逸脱許容

○可塑性への働き掛け

- ・未決処遇における初期対応
- ・自覚を促す処遇～“気づき”を支援 “刑の感銘力”への期待

○未決処遇の視点の必要性・重要性

- ・拘禁感と防衛（否認，逃避等）への対応 育成上の配慮（学習機会の付与等）

（２）「保護処分に相当する措置」を講ずるとした場合の要保護性の判断の在り方

○実施機関

要保護性の判断には、環境や資質等に関する専門的で多様な視点を要することから、既存の専門家集団，専門機関（少年鑑別所の鑑別，家庭裁判所の調査）の活用を図る。

○判断の視点及び基準

- ・原則逆送における保護処分相当性の判断に当たっての調査項目及び鑑別判定理由（判定根拠としての“未熟”）
- ・要保護性判断の調査事項は多いが，一般的に18，19歳は「精神発達は未熟であり，未だ可塑性に富む」とされることから，再犯リスク，可塑性，成熟度などの視点が重要なものとなろう。
- ・具体的な判断基準については，制度の全体像や措置（処遇）の内容による。

○20歳以上の若年成人について

・20歳以上の若年成人についても，要保護性の高い者がおり，再犯防止のために保護処分に相当する措置を講ずることが望ましい者がいる。現在の制度では，処分と処遇が一貫しているのは，調査・鑑別の制度がある少年に対する審判の手続であるが，刑事政策上は，個々の問題性などに応じた必要な処分の決定と処遇とは，一貫していることが望ましい（平成23年度犯罪白書でも，若年者に対する処分と処遇の一貫性について述べられている。）。

- ・年齢の上限は，一概にはいえない。

処遇体制，組織体制など，種々の制約があり，容易に解決できない問題があるが，個別に必要な処遇を行うためには，作業主体の刑事罰，教育を重視する保護処分的措置のいずれかで手続，処分を分断するのではなく，選択できるようにすることが考えられる。